○　報告第２号　専決処分報告について（行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）

※　改正行政不服審査法が平成２８年４月１日から施行されたことに伴い、平成２８年度税制改正に合わせて固定資産評価審査委員会への不服申立てに係る規定を整備する必要があり、地方自治法第１７９条第１項の規定により、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成２７年大仙市条例第３６号）の一部を改正することについて専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。（平成２８年３月３１日　平成２７年度専決第６号）

１　固定資産評価審査委員会に不服申立てを行う場合の手続規定等の整備（第６条の規定による第４条及び第６条の改正規定関係）
２　提出書類等の写しの交付に係る手数料の額及び減免規定の整備（第６条の規定による第１０条及び第１１条の改正規定関係）　※　同内容で再整備
３　文言整理等（目次及び第１２条関係）
４　施行期日　公布の日（平成２８年３月３１日）

○　報告第３号　専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）

※　地方税法等の一部を改正する等の法律が平成２８年３月３１日に公布され、一部を除き平成２８年４月１日から施行されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、大仙市税条例等の一部を改正することについて専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。（平成２８年３月３１日　平成２７年度専決第７号）

１　市民税
①　市民税法人税割の制限税率を１００分の１２．１から１００分の８．４（△3.7ﾎﾟｲﾝﾄ）に引き下げることとした。（第３４条の４関係）
②　平成３０年度から平成３４年度までの各年度分の市民税に限り、特定一般用医薬品等（医療用医薬品から一般用医薬品に転用されたもの）の購入費が１２，０００円を超える場合において、健康の保持増進及び疾病の予防の取組（特定健康診査等）を行っているときは、その超える部分の金額（88,000円限度）を所得から控除することができる医療費控除の特例を設けることとした。（附則第６条関係）
③　修正申告等の場合における延滞金の計算期間の見直しを行うこととした。（第１９条、第４３条、第４８条及び第５０条関係）

２　固定資産税
①　独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所に供するものの固定資産税を免除することとした。（第５６条及び第５９条関係）
②　再生可能エネルギー発電施設等に係る固定資産税を軽減する特例措置（地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例制度））を講ずることとする。特例措置による課税標準価額は、法律の基準を参酌して課税標準価額にそれぞれ２分の１から３分の２までの減額割合を乗じて得た価額とすることとした。（附則第１０条の２関係）

３　軽自動車税

（１）　環境性能割（３輪以上に限る。）の創設

①　課税標準　軽自動車の取得のために要する価額（第８１条の３関係）

②　税率（第８１条の４及び附則第１５条の６関係）

ア　平成32年度燃費基準達成車等　100分の1

イ　平成27年度燃費基準+10%以上達成車等　100分の2

ウ　上記以外　100分の3

エ　電気自動車等　非課税

※　100分の3の税率が適用される自家用の軽自動車については、税率を100分の2にする特例措置、また、営業用の軽自動車については、当分の間、税率をそれぞれ2分の1減ずる特例措置を設けることとした。

（２）　環境性能割の徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料及び減免（第８１条の５から第８１条の８まで関係）

（３）　環境性能割の賦課徴収の特例、減免の特例、申告納付の特例として、これらの事務については、当分の間、秋田県が自動車税の環境性能割の例により、行うこととした。（附則第１５条の２から附則第１５条の４まで関係）

（４）　環境性能割に係る徴収取扱費の交付（附則第１５条の５関係）

（５）　平成２８年度中に初回車両番号指定（新車登録）を受けた一定の環境性能を有する軽自動車の種別割の税率に限り、環境性能に応じ、税率を概ね２５％、５０％又は７５％減ずることとする特例措置（グリーン化特例）を講ずることとした。（附則第１６条及び第２条の規定による平成２６年改正条例（大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年大仙市条例第１９号））による附則第６条の改正規定関係）

【４輪自家用軽乗用車（税率10，800円）の場合】

対象・要件		税率（特例）
電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車等（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減）		2,700円（△75%）
ガソリン車（平成17年排ガス規制75%低減）	平成32年度燃費基準+20%達成	5,400円（△50%）
	平成32年度燃費基準達成	8,100円（△25%）

（６）　その他制度改正に伴う所要の条文整理（第１８条の３、第８０条、第８０条の２、第８１条、第８１条の２、第８２条及び第８３条から第９１条まで関係）

４　市たばこ税　平成２７年改正条例（大仙市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大仙市条例第22号））の経過措置に係る所要の文言整理（第３条の規定による平成２７年改正条例附則第６条の改正規定関係）

５　改正行政不服審査法の施行に伴う所要の文言整理（第１８条の２関係）

６　施行期日等　所要の経過措置を設け、一部を除き、平成２８年４月１日から施行

○　報告第４号　専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

※　国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成２８年４月１日から施行されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。（平成２８年３月３１日　平成２７年度専決第８号）

１　国民健康保険税の課税限度額の引き上げ（第２条及び第２３条関係）

①　基礎課税限度額　　５２万円　→　５４万円（2万円増）

②　後期高齢者支援金等課税限度額　１７万円　→　１９万円（2万円増）

※　介護納付金課税限度額（16万円）は、変更なし。

２　国民健康保険税の軽減措置の拡充（第２３条関係）

国民健康保険税を減額する場合の所得の算定に当たって、５割減額世帯にあっては被保険者の数に乗ずべき金額を２６万５千円（現行26万円）に、２割減額世帯にあっては被保険者の数に乗ずべき金額を４８万円（現行47万円）に、それぞれ引き上げることとした。

３　施行期日　平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用。平成２７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（附則第１条及び第２条関係）

○　報告第５号　専決処分報告について（平成２７年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更）

※　平成２７年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第２号）を専決処分することに合わせて、地方自治法第１７９条第１項の規定により、同特別会計に一般会計から繰り入れる事業資金の上限額を７１，１５４千円以内から８２，２１１千円以内に変更することについて専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。（平成２８年３月３１日　平成２７年度専決第９号）